

一般貨物自動車運送事業者等
運行管理規程

事業者名

営業所名

運 行 管 理 規 程

年 月 日制定
年 月 日改正

第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的)

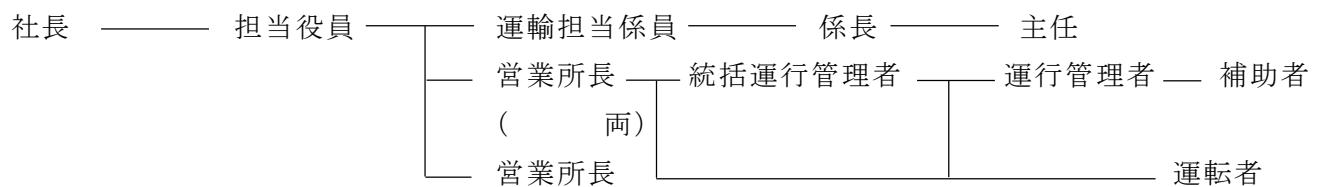
この規程は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 21 条に基づき、
における運行管理者の職務及び権限、並びに事業用自動車の運行の安全確保に関する業務の
処理基準を定め、運行の安全確保を図ることを目的とする。

第 2 条 (運行管理の組織及び職務)

1. 運行管理業務の組織及び職務は次のとおりとする。
 - (1) 代表者又は運行管理担当役員（以下「役員」という）は、当社の事業用自動車の輸送
の安全に関する業務全般を総括する。
 - (2) 役員は、第 3 条の基準により営業所毎に運行管理者を選任し、複数の運行管理者を選
任する場合は、それらの業務を統括する運行管理者（以下「統括運行管理者」という）
を選任する。
 - (3) 役員は、運行管理者の業務を補助させるための者（以下「補助者」という）を選任するこ
とができる。
2. 役員は、運行管理者及び補助者（以下「運行管理者等」という）に対し、貨物自動車運送
事業法等関係法令及び本規程に定める運行管理業務の的確な実行について指導監督する。
3. 統括運行管理者は、運行管理にかかる業務計画を策定し、業務の的確な実行が図られるよ
うに運行管理者等を指揮監督する。
4. 運行管理者は、貨物自動車運送事業法等関係法令及び本規程に定める運行管理業務を行う。
5. 補助者は、運行管理者業務の履行補助をする者であって、代理業務を行える者ではない。
但し、点呼に関する業務については、その一部を行うことができる。

[運行管理の組織図]
[組織図] 営業所

[例]



第3条（運行管理者の選任）

1. 運行管理者は、営業所に配置する事業用自動車の数に応じ、29両までは1名以上、29両を超える場合は超える事業用自動車30両毎に1名を加えた人数以上を営業所毎に選任する。
2. 運行管理者は、他の営業所の運行管理者を兼務することができない。
3. 運行管理者は、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから選任する。
なお、貨物自動車運送事業法第20条の命令により運行管理者資格者証の返納を命じられた者は、再度、同資格者証の交付を受けなければ選任することができない。
4. 補助者は、運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が定める講習（基礎講習）を修了した者のうちから選任する。
5. 役員は、運行管理者を選任又は解任したときは遅滞なく、その旨を神戸運輸監理部長に届け出る。

第4条（一般準則）

運行管理者等は、本規程及び下記に基づき、運行の安全確保を図るため、乗務員ほか従業員に対して十分な指導及び監督を行い、誠実にその業務を行わなければならない。

- (1) 貨物自動車運送事業法、道路運送車両法、道路交通法、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令及び関係通達
- (2) 労働協約、労使協定
- (3) 関係団体等の指導
- (4) 就業規則、服務規律等の社内規程
- (5) その他運行管理に関して遵守する事項

第5条（運行管理者等の権限及び義務）

1. 運行管理者は、第2章に定める運行管理業務に関する指揮命令権など必要な権限を有する。
2. 運行管理者は、職務遂行上、役員に対して必要な事項を助言し又は意見を述べることができるものとし、役員は助言を尊重しなければならない。
3. 運行管理者は、補助者に代行させる点呼の執行について明確に指示しなければならない。
4. 運行管理者は、補助者が代行した点呼についてもその責任を負わなければならない。
5. 補助者は、運行管理者の指示により代行した点呼について、速やかに運行管理者に報告しなければならない。

第2章　運行管理業務

第6条（運転者の確保）

運行管理者は、運転者の公休、有給休暇、病欠、欠勤、その他過労防止等を考慮し、配置される事業用自動車の数に応じて、事業計画に従い業務を行うに必要な運転者を常時確保するよう努めなければならない。

第7条（運行管理者の業務）

運行管理者は次の業務を行わなければならない。

- (1)運転者として選任された者以外に事業用自動車を運転させないこと。
- (2)乗務員の休憩、睡眠又は仮眠に必要な施設について、良好な状態を維持するように計画的に管理すること。
- (3)乗務員の休憩時間及び休息期間が確保されるように、国土交通省告示で定める基準に従って勤務時間及び乗務時間を定め乗務させること。
- (4)酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。
- (5)乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をすることができないおそれのある乗務員は事業用自動車に乗務させないこと。
- (6)長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、交替運転者を配置し、適切な運転交替を指示すること。
- (7)過積載の防止について、運転者その他の従業員への指導及び監督すること。
- (8)貨物の積載方法について、運転者その他の従業員への指導及び監督すること。
- (9)運転者に対する乗務前及び乗務後の対面による点呼の実施、また、これら点呼のいずれもが対面で行うことができない運転者（遠隔地で乗務を開始又は終了する運転者）には、乗務前及び乗務後の点呼のほかにも中間点呼を実施し、その記録を保存すること。
- (10)アルコール検知器を常時有効に保持すること。
有効に保持：正常に作動し、故障がない状態で保つておく
- (11)運転者に乗務記録（運転日報）を記録をさせ、その記録を保存すること。
- (12)運行記録計の管理及びその記録を保存すること。

- (13) 運行記録計装着義務付け自動車にあって、運行記録計による記録できない自動車は運行の用に供さないこと。
- (14) 事故概要を記録し、その記録を保存すること。
- (15) 2泊3日以上にわたる運行（乗務前点呼及び乗務後点呼のいずれもが対面で行うことのできない乗務を含む運行）の場合は、その運行毎に運行指示書を作成し、運転者に適切な指示をするとともに運行指示書を携行させること。並びに運行指示書を保存すること。
- (16) 運転者毎に運転者台帳を作成し、営業所に備え置くこと。
- (17) 乗務員に対して指導・監督及び特別な指導を行い、運転者に適性診断を受診させること。
- (18) 異常気象等の際には、乗務員に対する適切な指示と輸送の安全を確保するための必要な措置をとること。
- (19) 補助者に対する指導及び監督をおこなうこと。
- (20) 国土交通大臣又は運輸局長から事故防止対策を定めた事故警報があった場合は、事故警報に基づき従業員に対して指導及び監督をおこなうこと。

第8条（乗務員の過労防止）

- 1. 運行管理者は、過労防止を十分考慮し、国土交通省告示で定める基準及び就業規則並びに時間外・休日労働に関する労使協定に従って勤務時間及び乗務時間を定め、その範囲内において乗務割を作成し、乗務させなければならない。
- 2. 運行管理者は、乗務員の健康状態及び勤務状態を常に把握し、次の事項に留意して過労防止に努めなければならない
 - (1) 労働安全衛生法に定める定期健康診断等の受診及びその診断結果に基づき必要な指導を行うこと。
 - (2) 覚せい剤の服用、就業に影響する飲酒等を禁止するとともに、点呼等の際には乗務に支障がない健康状態であるか否かを観察し、その状態に応じて適切に指導すること。
 - (3) 国土交通省告示で定める基準を超えて乗務することのないように指導するとともに、限度を超える者については理由を調査して厳に注意すること。
 - (4) 運行中における労働時間及び休憩時間に関して著しい過不足がある者に対しては、所定労働時間内における輸送効率の向上及び運行の安全について適切な指導を行うこと。

第9条（過積載の防止）

運行管理者は、次の方法により過積載の防止について指導する。

- (1) 点呼時等の機会をとらえ過積載の防止について指導し徹底を図ること。
- (2) 乗務等の記録をチェックし過積載の防止について指導徹底を図ること。

第10条（貨物の積載方法）

運行管理者は、貨物の積載方法について次の事項を指導する。

- (1) 積荷の位置が片側に偏る等により偏荷重が生じないように積載すること。
- (2) 貨物が運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、積荷にロープ又はシートを掛ける等必要な措置を講じること。

第11条（運転者の乗務割等）

1. 運行管理者は、次の事項に留意して使用車両及び乗務員を決定し、速やかに関係者に通知し、諸準備を整え、運行ダイヤの励行に努めなければならない。
 - (1)積荷及び道路の状況に応じた自動車を選定すること。
 - (2)道路状況を調査したうえで運行経路を決定すること。
 - (3)運転者の選定にあたっては、各個人の乗務時間等の勤務実績や健康状態により過労防止を考慮すること。
 - (4)運転者として選任された者以外の者に事業用自動車を運転させないこと。
なお、次の者は運転者として選任することができないので留意すること。
 - ①日々雇い入れられる者
 - ②2ヶ月以内の期間を定めて使用される者
 - ③試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）
2. 運行管理者等は、前もって、乗務を担当する運転者に次の各号を通知すること。
 - ①運転者名
 - ②運送作業の内容及び条件
 - ③運行の経路
 - ④出発及び到着の時刻

第12条（点呼）

1. 運行管理者は、次により、運転者に対し乗務開始前、乗務終了後及び必要に応じて運行途中に点呼を行い、報告を求め、必要な指示をしなければならない。
 - (1)点呼は、運行管理者又は補助者が営業所の定められた場所において対面で実施すること。但し、遠隔地で乗務を開始及び終了するため、乗務前点呼及び乗務後点呼のいずれもが対面で実施することが出来ない場合は、電話その他の方法により、乗務前及び乗務後の点呼のほかにも中間点呼を行うこと。
 - (2)酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行うこと。
 - (3)補助者を選任し、点呼の一部を行わせている場合であっても、運行管理者が行う点呼は、点呼を実施すべき総回数の少なくとも3分の1以上でなければならない。
 - (4)2名以上の運行管理者等が点呼を担当する場合は、交替表等により執務時間を明確にすること。
 - (5)補助者が行う点呼業務のうち、以下に該当することが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。
 - ①運転者が酒気を帶びている
 - ②疾病、疲労、睡眠不足、その他の理由により安全な運転をすることができない

[乗務前点呼]

乗務前点呼は当該運行の乗務開始直前に行うものとし、次の事項を確認したうえで必要な指示を与えること。

- ①運転者の酒気帯びの有無及び健康状態(疾病、疲労、睡眠不足等の状況)

運転者から心身状況を聴取するとともに、目視等で(電話での間接点呼の場合は、運転者の応答の声の調子など)外観的健康状態及び服装を観察し判断する。

- ②運転免許証の所持及び有効期間

- ③自動車点検基準に基づく日常点検の実施及び点検結果

- ④乗務に必要な携行品の有無

自動車検査証、運転日報、運行記録計記録紙等

- ⑤事業用自動車の運行に必要な備品等の有無

地図、非常信号用具、非常停止表示板等

- ⑥荷物の積載状況

- ⑦運行経路の道路状況及び気象状況

- ⑧中間点呼を行う場合は、その実施場所の指定並びに点呼内容

- ⑨その他必要な事項

[中間点呼]

乗務前点呼、乗務後点呼のいずれもが対面で実施することができない運転者に対し、乗務の途中において少なくとも1日に1回、電話その他の方法により点呼を行うものとし、次の事項について報告を求め、必要な指示を行うこと。

- ①運転者の酒気帯びの有無及び健康状態(疾病、疲労、睡眠不足等の状況)

- ②その他必要な事項

[乗務後点呼]

乗務後点呼は、当該運行の終了後速やかに行うものとし、次の事項について報告を求め、必要に応じ指導を行うこと。

- ①運転者の酒気帯びの有無及び健康状態(疾病、疲労等の状況)

- ②道路状況及び運行状況の報告

乗務記録(運転日報)の受領及び記載内容の確認

運行記録計の記録紙の受領及び走行状況の確認

事故その他運行中における異常の有無及び必要な報告書の受領

- ③自動車及び荷物の状況の報告

前①～③の乗務後点呼の結果、次の④～⑥に該当する場合は必要な措置を講じなければならない。

- ④乗務記録(運転日報)、運行記録紙により運転時間、休憩時間等の過不足がある場合は、運転者に具体的な指導を行うこと。

- ⑤次の運行に必要な交通状況等の情報は、関係者に連絡するなど適切な措置を執ること。

- ⑥自動車に異常がある場合は、整備管理者に連絡し整備すること。

2. 運行管理者は、前項の点呼を行ったときは、その内容を点呼簿に記録し、1年間保存しなければならない。

(記録事項)

[乗務前点呼]

- ①点呼執行者名
- ②運転者名
- ③運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④点呼日時
- ⑤点呼方法
 - イ. アルコール検知器の使用の有無
 - ロ. 対面でない場合は具体的方法
- ⑥酒気帯びの有無
- ⑦運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- ⑧日常点検の状況
- ⑨指示事項
- ⑩その他必要な事項

[中間点呼]

- ①点呼執行者名
- ②運転者名
- ③運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④点呼日時
- ⑤点呼方法
 - イ. アルコール検知器の使用の有無
 - ロ. 具体的方法
- ⑥酒気帯びの有無
- ⑦運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- ⑧指示事項
- ⑨その他必要な事項

[乗務後点呼]

- ①点呼執行者名
- ②運転者名
- ③運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④点呼日時
- ⑤点呼方法
 - イ. アルコール検知器の使用の有無
 - ロ. 対面でない場合は具体的方法
- ⑥自動車、道路及び運行の状況
- ⑦交替運転者に対する通告
- ⑧酒気帯びの有無
- ⑨その他必要な事項

第 13 条（乗務等の記録）

1. 運行管理者は事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに、次の事項を記録させ、その記録を 1 年間保存しなければならない。

- (1) 運転者の氏名
- (2) 乗務した自動車の登録番号又は識別できる表示
- (3) 乗務の開始及び終了の地点及び日時、主な経過地点及び乗務距離
- (4) 運転を交替した場合は、その地点及び日時
- (5) 休憩又は睡眠をした場合は、その地点及び日時
- (6) 車両総重量 8 t 以上又は最大積載量が 5 t 以上の事業用自動車に乗務した場合は、次に掲げる事項
 - ① 貨物の積載状況(貨物の重量又は個数、荷台等への積付状況等)
 - ② 荷主の都合により集荷又は配達を行った地点で 30 分以上待機した場合は、次に掲げる事項
 - イ. 集荷地点等
 - ロ. 集荷地点等への到着日時を荷主から指定された場合はその日時
 - ハ. 集荷地点等への到着日時
 - ニ. 集荷地点等での荷積み・荷卸しの開始及び終了日時
 - ホ. 付帯業務がある場合はその開始及び終了の日時
 - ヘ. 集荷地点等を出発した日時
 - ③ 集荷地点等で荷役作業、付帯業務等を実施した場合は、次に掲げる事項を追加
 - イ. 集荷地点等
 - ロ. 荷役作業、付帯業務等の内容及び開始・終了の日時
 - ハ. 荷役作業等の荷主による確認の有無
- ※ 契約書に実施した荷役作業等が全て明記されていて、所要時間が 1 時間未満の場合は対象外

(7) 交通事故又は著しい運行の遅延その他異常な事態が発生した場合は、その概要及び原因

2. 運行記録計により記録することができる場合にあっては、前項の記録事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者毎に運転日報等に付記させ、1 年間保存しなければならない。

3. 運行管理者は、前 2 項の記録内容を確認するとともに、必要に応じて、運転者に指導を行わなければならない。

第 14 条（運行記録計）

- 1. 運行管理者は、運行記録計を備えた自動車に乗務した運転者から、前条第 2 項により乗務記録(運転日報)と併せて運行記録計記録用紙を提出させ、1 年間保存しなければならない。
- 2. 運行管理者は、運行記録計記録用紙の記録内容を確認するとともに、必要に応じて、運転者に走行速度や運転時間など具体的に指導を行わなければならない。

第 15 条（運行指示書による指示等）

1. 運行管理者は、第 12 条第 1 項第 1 号但し書きの中間点呼が必要な運行ごとに、次の事項を記載した運行指示書を作成し、運転者に適切な指示をするとともに運行指示書を携行させ、指示書の写しを営業所に備え置かなければならない。
 - (1) 運行の開始・終了の地点及び日時
 - (2) 乗務員の氏名
 - (3) 運行の経路並びに主な経過地における発着の日時
 - (4) 運行に際して注意を要する箇所等
 - (5) 乗務員の休憩の地点及び日時（休憩がある場合に限る。）
 - (6) 乗務員の運転交替の地点及び日時（運転交替がある場合に限る。）
 - (7) その他運行の安全確保に必要な事項
 - (8) 運行途中において新たに運行指示書による指示があった場合のその内容
2. 前項の運行途中において運行の指示に変更が生じた場合は、運行指示書の写しに当該変更の内容を記載し、運転者に対し電話や無線通信により変更の内容について適切な指示を行い、これにより運転者が携行している運行指示書に変更の内容を記載させなければならない。
3. 運行指示書が必要でない運行の途中において、運行前点呼・運行後点呼のいずれもが対面点呼が実施できない運行を行わせることとなった場合には、当該乗務以後の運行について、運行指示書を作成し、運転者に対し電話や無線通信により適切な指示を行わなければならぬ。
4. 運行管理者は、運行指示書及びその写しを 1 年間保存しなければならない。

第 16 条（運転者台帳）

1. 運行管理者は、運転者に選任された運転者毎に次の事項を記載した運転者台帳を作成し、営業所に備え置かなければならない。
 - (1) 作成番号及び作成年月日
 - (2) 事業者の名称
 - (3) 運転者の氏名、生年月日及び住所
 - (4) 雇入年月日及び運転者に選任された年月日
 - (5) 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
 - ① 運転免許証の番号及び有効期間
 - ② 運転免許の取得年月日及び種類
 - ③ 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件
 - (6) 事故を引起した場合又は道路交通法第 108 条の 34 の規定による通知を受けた場合は、その概要
 - (7) 運転者の健康状態
 - (8) 貨物自動車運送事業輸送安全規則の第 10 条第 2 項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況
 - (9) 運転者台帳の作成前 6 カ月以内に撮影した単独、上 3 分身、無帽、正面、無背景の写真

2. 運転者が、転任・退社その他の理由で運転者でなくなった場合は、運転者台帳に運転者でなくなった年月日及びその理由を記載して3年間保存しなければならない。

第17条（運転者に対する指導監督）

1. 運行管理者は、事業用自動車の運行の安全確保と事故防止のため、運転者に対して行う指導及び監督の指針(国土交通省告示第1366号 H13年8月20日)に基づき運転者に対して、継続的・計画的に適切な指導及び監督を行わなければならない。

この場合において、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、その記録を3年間保存しなければならない。

2. 運行管理者は、運転手として新たに雇い入れる者については、自動車安全運転センターが発行する運転履歴証明書を取得させるなどして運転者の過去3年間分の事故歴を把握するとともに、事故惹起運転者に該当する場合は特別な指導及び適性診断を受けさせ、当人の適性を把握し、かつ運転者台帳に記録しなければならない。

また、運転手として新たに雇い入れた者で、上記事故惹起者に該当しない場合は初任運転者適性診断を受けさせるとともに、初任運転者に対する特別な指導を実施し、かつ運転者台帳に記録しなければならない。

3. 運行管理者は、次に該当する運転者には、トラックの安全運行の確保について、よりきめ細かな指導をするため、適性診断を受けさせるとともに特別な指導を実施し、かつ運転者台帳に記録しなければならない。

(1)死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者

(2)高齢者(65才以上の者をいう)

第18条（従業員に対する指導監督）

運行管理者等は、代表者又は役員_____が主導する運輸安全マネジメントの実施に則り、従業員に対する指導監督に積極的に参画するなど輸送の安全意識の徹底に取り組まなければならない。

第3章 その他の運行管理業務

第19条（経路の調査等）

運行管理者は、常に道路の実態を把握するように努め、安全運行に支障があると認めた時又は、道路管理者から道路の通行禁止或いは制限の通報があったときは速やかに次の措置をとらなければならない。

(1)道路の異常、迂回路等について関係乗務員に対し必要な指示を与えること。

(2)前号の道路の異常及び迂回路について、必要とあれば関係の向きに速報すること。

第 20 条（危険物等輸送の措置）

運行管理者は、輸送貨物が危険物等である場合は、関係法令により次による危険防止の措置を講じなければならない。

- (1) 乗務員は危険物取扱資格を有する者を選定し、安全運行に配慮した運行経路や運行速度等を指示するとともに、イエローカードの携行など必要な注意事項を指示すること。
- (2) 車両の選定にあたっては、整備管理者と連絡を取り、消火器等の積載物に見合った事故防護施設を完備したものとすること。

第 21 条（保安基準緩和車両の運行）

運行管理者は、保安基準緩和認定車両及び制限外積載許可車両の運行については、次の各号に掲げる事項についても措置を行い、運行の安全確保に万全を期さなければならない。

- (1) 運行に際しては、必要に応じて関係官庁の許可を受けるとともに、運行に際して条件が付されている場合は、これを遵守するよう指示すること。
- (2) 前号の許可を受ける運行経路、運行時間、速度制限等を指示すること。
- (3) 運行経路にあるトンネル、橋、ガード等の構造及び重量、高さの限界等を事前に調査し、安全運行に関する措置を講じるとともに、これを指示すること。

第 22 条（点検整備等）

運行管理者は、次により整備管理者と連携して車両の維持管理に努めなければならない。

- (1) 日常点検の実施及び点検結果を確認すること。
- (2) 点検の結果、整備すべき箇所等がある場合は整備管理者と運行の可否を協議すること。
- (3) 乗務後点呼の際に、整備すべき箇所の報告があった場合は整備管理者に連絡すること。

第 23 条（遅延の措置）

運行管理者は、運転者から車両の運行に遅延のおそれがある旨の報告があったときは、荷受先等の関係者に連絡するなど適切な措置をとらなければならない。

第 24 条（異常気象時等における措置）

運行管理者は、異常気象や土砂崩壊等の道路障害により輸送の安全確保に支障が生じるおそれのあるときは、暴風警報等、情報の収集・伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の措置を講じなければならない。

第4章 事故に関する措置

第25条（事故発生時の措置）

運行管理者は、運行中に事故が発生した旨の連絡を受けたときは、的確に状況判断を行い、次により乗務員に対して迅速に指示する等必要な処置を執らなければならない。

(1) 運転者が執る処置

- ①負傷者の救護
- ②2次事故の防護措置（非常信号用具・非常停止表示板による発信）
- ③警察署へ連絡
- ④運行管理者へ事故の発生とその状況を連絡し、指示を仰ぐこと。

※ 高速道路及び自動車専用道で事故が発生した場合は道路管理者へ通報

(2) 運行管理者が執る処置

- ①重大事故の場合は直ちに代表者又は役員に報告し、指示を仰ぐこと。
- ②事故現場の状況を判断する必要があると認めた場合は現場に急行し、警察官、事故の相手方、目撃者の意見等を聴取するほか現場の写真撮影するなどして事実の把握に努めること。
- ③貨物の保全を図るとともに、代替輸送等の措置を取ること。
- ④重大事故にあっては、兵庫陸運部への速報・報告すること。

第26条（事故の記録）

事故が発生した場合は、運転者から事故報告書を提出させるとともに、運行管理者は、事故発生後30日以内に次の事項を記載した事故記録を作成し、代表者又は役員に報告するとともに、その記録を3年間保存しなければならない。

- ①運転者の氏名、運転経験
- ②事業用自動車の登録番号
- ③事故発生日時、天候
- ④事故発生場所、道路の状況（現場付近の見取り図などを添付）
- ⑤事故当事者（相手方）の氏名、年齢、連絡先
- ⑥事故の概要
事故の種類、損害の程度、相手方の自動車、事故関係車両の走行状態
- ⑦運転者の当日の乗務開始時刻、事故当時の心身状態、直近1週間の就労状況、
- ⑧事故原因
- ⑨再発防止対策
- ⑩その他参考となる事項

第 27 条（自動車事故報告規則に基づく報告）

運行管理者は、事故のうち次に掲げる事故にあっては、自動車事故報告書を作成し、役員に提出するとともに、事故が発生した日から 30 日以内に、兵庫陸運部長を経由して国土交通大臣に提出し、同報告書(控)を 3 年間保存しなければならない。

- ①自動車が転覆、転落、火災を起こし、又は鉄道車輌と衝突若しくは接触したもの
※ 1 参照
 - ②10 台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
 - ③死者又は重傷者を生じたもの ※ 2 参照
 - ④10 人以上の負傷者を生じたもの
 - ⑤自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏洩したもの
(危険物、火薬類、高圧ガス等)
 - ⑥自動車に積載されたコンテナが落下したもの
 - ⑦酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの
 - ⑧運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することが出来なくなったもの
 - ⑨救護義務違反があったもの
 - ⑩自動車の装置の故障により運行できなくなったもの(車両法第 41 条による装置)
 - ⑪車輪の脱落、被牽引自動車の分離の故障を生じたもの
 - ⑫橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3 時間以上本線において鉄道車輌の運転を休止させたもの
 - ⑬高速自動車国道又は自動車専用道路において、3 時間以上自動車の通行を禁止させたもの
 - ⑭国土交通大臣が特に必要と認めて指示したもの
- ※ 1 転覆：自動車が 35 度以上傾斜した場合 転落：自動車が道路外に転落した場合で、その落差が 0.5 メートル以上の場合
- ※ 2 重傷：14 日以上病院に入院することを要する負傷で、30 日以上医師の治療を要するもの

第 28 条（事故速報）

運行管理者は、下記に該当する事故・事件(予告も含む)が発生した場合には、その内容を兵庫陸運部へ速やかに報告しなければならない。

【事故】

- ①2 名以上の死者を生じた事故
- ②5 名以上の重傷者を生じた事故
- ③10 名以上の負傷者を生じた事故
- ④危険物等の飛散・漏洩事故
- ⑤酒気帯び運転を伴う事故
- ⑥自然災害に起因する可能性のある事故
- ⑦その他事故に関し報道機関による報道があったとき又は取材を受けたとき等
- ⑧*放射性輸送物の輸送時の事故、紛失、盗難

*⑧については、国土交通省自動車交通局技術安全部環境課に報告が必要

【事件】

- ①施設の不法占拠
- ②爆弾又はこれに類するものの爆発
- ③核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布
- ④上記①②③の事件に係る予告電話、インターネットへの書き込み、その他の予告行為
- ⑤報道機関などから取材、問い合わせを受けた事件又は報道のあった事件であって、運行の安全に支障を及ぼす又は及ぼすおそれのあるもの

なお、報告する内容は次の通りとする。(第1報は把握している範囲で速やかに)

- ①事業者名
- ②発生日時
- ③発生場所
- ④当該自動車の登録番号
- ⑤死者、重傷者及び負傷者数(危険物等の種類・積載量・漏洩の状況)
- ⑥概要
- ⑦事件予告の場合には、予告日時・場所等
- ⑧警察への届出の有無及び警察の対応状況
- ⑨情報入手先
- ⑩その他判明している事項
- ⑪緊急連絡担当者名及び連絡先

以上を電話又はFAXで報告すること。

第29条（事故の再発防止対策）

運行管理者は、次に掲げる事故防止のための措置を講じなければならない。

- (1)運行地域の道路状況、運行実態、事故発生統計を分析し、乗務員に対する教材として活用すること。
- (2)事故を引き起こした運転者に対しては、速やかに適性診断を受診させてその診断結果と事故分析に基づき再発防止教育を実施すること。
- (3)事故及びヒヤリハット体験を当事者のみに留めず、活きた教材として他の運転者にも展開すること。

第30条（事故警報の周知徹底）

- 1. 運行管理者は事故警報及び事故防止通達が発令された時は、速やかに従業員に周知徹底を図り、同種事故の再発防止について指導を行わなければならない。

第5章 研修

第31条（講習・研修）

運行管理者は、国土交通大臣が告示で定める講習であって、貨物自動車運送事業輸送安全規則第12条の2及び第12条の3の規程により国土交通大臣の認定を受けたものを受けなければならない。

1. 運行管理者として新たに選任された者
2. 運行管理者は、最後に国土交通大臣が認定する講習を受講した日の属する年度の翌年度の末日を経過した者
3. 運行管理者は、死者又は重傷者を出した事故又は安全確保に係る行政処分を受けた事案に関する陸運部長から特別講習の通知があった場合は受講しなければならない。
4. 運行管理者等は、その職務遂行上に必要な知識及び実務について、国土交通大臣の認定を受けた研修を受講しなければならない。
5. 運行管理者は、日常の職務に必要な次に掲げる知識、技能の修得に努めなければならない。
 - (1) 自動車の安全運転に関すること。
 - (2) 適正な乗務割及び運行計画の作成に関すること。
 - (3) 運転者の指導教育、健康管理、労務管理に関すること。
 - (4) 運転者の運転適性診断に関すること。
 - (5) 交通規制に関すること。
 - (6) 自動車の主要構造、その他事業用自動車の取り扱いに関すること。
 - (7) 道路構造及び地理に関すること。
 - (8) 気象情報及び異常気象・天災時の措置に関すること。
 - (9) 事故発生時の処置、応急救助に関すること。
 - (10) 非常信号用具、消火器の取扱いに関すること。
 - (11) 危険・有害物の物理・科学的性状、取扱いに関すること。
 - (12) 目標管理、原価管理等経営管理に関する基礎的事項に関すること。
 - (13) その他必要な知識(関係法令等)

第6章 付則

1. 本規程は、 年 月 日から実施する。